春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の給与に関する条例(平成17年条例第52号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項(以下「改正後の項」という。)に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
附則	附則
(地域手当に関する特例措置)	
11 行政職給料表の適用を受ける職員に対する平	
成21年4月1日から平成22年3月31日までの間	
における第9条の2第2項の規定の適用につい	
ては、同項中「100分の5」とあるのは、「100	
分の3」とする。	

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。